

共栄大学研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、共栄大学（以下「本学」という）における学術研究が、法令に適合し、かつ、信頼性と公正性を確保するため、研究に従事するすべての研究者が遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価に至るすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項を含むものとする。
- 二 「研究者」とは、本学の専任教員のみならず、本学において研究活動に従事する者をいう。なお、学生であっても、研究活動に従事する時は、研究者に準ずるものとする。
- 三 「共同研究者」とは、研究課題の遂行に当たって研究者と対等の立場で共同で研究を行う者とする。

(研究の基本)

第3条 研究者は、学問の自由の下で、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客觀性を歪めることはあってはならない。

- 2 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- 3 研究者は、個人の属性や思想信条による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメント行為をしてはならない。
- 4 研究者は、研究活動上の不正行為及びその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなくてはならない。
- 5 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令・告示等及び本学の諸規程を遵守しなければならない。
- 6 研究者は、研究活動の立案、計画の実施、研究成果の発表・評価に至るすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項に責任を持たなくてはならない。
- 7 研究者は、研究倫理教育及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。
- 8 研究者は、共同研究者が対等な協力者であることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。

(研究者の姿勢)

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重とともに、自己研鑽に努めなければならない。

- 2 研究者は、他の国、地域及び組織等の研究活動における文化、習慣、規律の理解に努めなければならない。

3 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。研究協力者、研究支援者等に対しては、謝意をもって接しなければならない。

4 研究者は、学生が研究活動に関わる時は、学生が不利益を被らないよう十分な配慮をしなければならない。

5 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく明瞭に説明できるよう努めなければならない。

6 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

(研究倫理委員会の設置)

第5条 研究倫理に関する事項について審査、調査、検討、啓発するため、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の設置に関し必要な事項は、別に規定する。

(資料、情報及びデータ等の収集)

第6条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者は、資料、情報、データ等を収集する場合は、その研究目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第7条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受け研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 研究者が、組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等に提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

(研究倫理審査)

第8条 研究を行う者が人を対象とする研究を実施する場合、委員会に様式1による研究倫理審査申請書に必要事項を記入し、必要な資料を添えて速やかに申請しなければならない。

2 前項における人を対象とする研究とは、自然科学分野のみならず人文科学分野、社会科学分野すべてを含む臨床・臨地的調査及び実験をいい、個人又は集団を対象に、その行動、心身若しくは環境等に関する情報又はデータ等を収集・採取する作業を含む。

(個人情報の保護)

第9条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で個人を特定できるものは、これを他に漏らしてはならない。

(資料、情報、データ等の利用及び管理)

第10条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・間接記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性が認められる場合には、これを開示しなければならない。ただし、法令又は規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

3 研究者は、研究途中でも、計画進捗状況の点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるように努めなくてはならない。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第11条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いる時は、関係取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

(研究成果の公表)

第12条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及び合理的理由のために公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとすることができる。

2 研究活動のすべての過程においてなされる次の行為は、本学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを自覚し、絶対に行ってはならない。

一 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

二 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する検査を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

三 盜用又は剽窃：ほかの研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な引用なく使用すること。

四 二重投稿：印刷物、電子出版物を問わず、既発表の論文、他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

3 研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあり、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現をしなければならない。

(オーサーシップの基準)

第13条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップが認められる。

(研究費の不正使用の防止)

第14条 研究者は、研究費が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

2 研究者は、研究費の使用に当たっては、関連する法令、当該研究費の使用ルール及び本学関係規程等を遵守しなければならない。

3 研究者は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

(他者の業績評価)

第15条 研究者が、評価者、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に係る時は、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要領等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(本学の責務)

第16条 本学は、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。

2 本学は、この規程の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。

3 本学は、研究に関して、不当又は不公平な扱いを受けた者からの苦情及び相談等に対応しなくてはならない。

(不正防止・調査委員会)

第17条 前条の目的を達成するため、不正防止・調査委員会を置く。

2 不正防止・調査委員会に必要な事項は、「共栄大学における公的研究費の不正防止・調査に関する規程」第7条から第10条に定める。

(事務)

第18条 この規程に関する事務は、本学総務課が行う。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、共栄大学研究倫理委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。